

総 説

1. 沿 革

豊島区の保健衛生	主な衛生関係法令
昭和 15. 8. 15 東京市立豊島健康相談所開設 19. 4. 1 東京都立豊島保健所と改称 23. 10. 1 新制度による東京都豊島保健所として発足 28. 5. 20 東京都豊島長崎保健所新設 これに伴い東京都豊島保健所は東京都豊島池袋保健所に改称 40. 4. 1 地方自治法（昭22年法律第67号）の一部改正により、保健所業務の一部が区に移管となる 48. 12. 6 豊島池袋保健所改築 50. 4. 1 地方自治法の一部改正により保健所業務が区に移管され、豊島区池袋保健所、豊島区長崎保健所となる。区に衛生部（管理課、業務課及び両保健所）設置 50. 12. 19 公害健康被害補償法（昭48年法律第111号）に基づく第一種地域に指定 53. 3. 12 衛生部分庁舎完成 53. 3. 31 長崎保健所改築 62. 10. 1 雑司が谷休日診療所新設 63. 3. 1 公害健康被害の補償等に関する法律（昭63年法律第7号）の施行により、地域指定解除 平成 元. 3. 31 池袋保健所増設（精神障害者デイケア室） 2. 3. 31 長崎保健所増設（精神障害者デイケア室） 3. 6. 2 長崎休日診療所・歯科休日応急診療所新設 5. 4. 1 介護相談センター開設 6. 10. 3 池袋保健所“AIDS知ろう館”開設 8. 11. 26 池袋保健所子ども事故予防センター開設 10. 11. 4 新池袋保健所移転竣工（平成10年12月28日開設） 10. 12. 28 豊島健康診査センター竣工（「健康プラザとしま」内、平成11年9月1日開設）	昭和 12. 4. 5 旧保健所法（昭12年法律第42号）公布施行 22. 9. 5 保健所法（昭22法律第101号）施行 23. 1. 1 食品衛生法（昭22法律第233号）施行 23. 7. 1 予防接種法（昭23法律第68号）施行 41. 1. 1 母子保健法（昭40年政令第384号）施行 58. 2. 1 老人保健法（昭57年法律第80号）施行 63. 7. 1 精神保健法（昭62年法律第98号）施行 平成 元. 2. 17 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（エイズ予防法）（平成元法律第2号）施行 6. 7. 1 地域保健法（昭22年法律第101号）施行（保健所法の改正） 7. 7. 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）（平成7年法律第94号）施行 8. 4. 1 らい予防法廃止 8. 9. 26 母体保護法（平成8年法律第105号）施行（優生保護法の改正）

豊島区の保健衛生	主な衛生関係法令
平成	
11. 1. 15 雑司が谷休日診療所と池袋休日診療所を統合、池袋保健所内に池袋休日診療所として移転開設 歯科休日応急診療所を池袋歯科休日応急診療所に名称変更し、池袋保健所内に移転開設	平成
11. 4. 1 口腔保健センター開設 (障害者等歯科診療事業開始) 組織改正 (衛生部管理課医薬係→池袋保健所生活衛生課医薬係)	11. 4. 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 施行 (伝染病予防法・性病予防法・エイズ予防法の統合・改正)
11. 9. 1 豊島健康診査センター開設	
12. 4. 1 組織改正 (衛生部と福祉部が統合し保健福祉部に、管理課と保健計画課が統合し地域保健課に、長崎保健所の生活衛生課と衛生検査課を統合し生活衛生課に名称変更)	12. 4. 1 介護保険法 (平成9年法律第123号) 施行
12. 12. 15 保健福祉部(旧衛生部) 分庁舎改修	
14. 4. 1 組織改正 (池袋保健所と長崎保健所を統合、池袋保健所に一本化。長崎健康相談所を設置)	
	15. 5. 1 健康増進法 (平成14年法律第103号) 施行 (栄養改善法廃止)
	17. 7. 15 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (医療観察法) (平成15年法律第110号) 施行
	17. 7. 15 食育基本法 (平成7年政令第235号) 施行
18. 4. 1 事務移管 (共同作業所・小規模通所授産施設・民間精神障害者通所授産施設建設費・運営費助成・カフェふれあい運営助成事務を障害者福祉課へ移管、介護予防事業を介護予防担当課へ移管)	18. 4. 1 障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 施行
	18. 10. 28 自殺対策基本法 (平成18年法律第85号) 施行
18. 12. 1 池袋保健所内に池袋あうる薬局開設	
19. 4. 1 組織改正 (生活衛生課・健康推進課・長崎健康相談所において係再編)	19. 4. 1 がん対策基本法 (平成18年法律第98号) 施行 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律 (平成18年法律第106号) 施行 (結核予防法廃止、改正法に統合)
20. 4. 1 組織改正 (生活衛生課・健康推進課において係再編)	20. 4. 1 高齢者の医療の確保に関する法律 (平成18年法律第83号) 施行 (老人保健法の一部改正)
21. 4. 1 組織改正 (地域保健課・健康推進課において係再編)	
22. 4. 1 組織改正 (がん対策担当課を設置。健康推進課は栄養係、歯科衛生担当係長を廃止し、健康係に統合。長崎健康相談所は歯科衛生担当係長を廃止し、健康係に統合)	22. 1. 1 肝炎対策基本法 (平成21年法律第97号) 施行
23. 4. 1 組織改正 (生活衛生課は衛生検査担当係長を廃止、健康推進課は栄養係を設置し、衛生検査担当係長を廃止) 豊島区がん対策推進条例施行	
	23. 8. 10 歯科口腔保健の推進に関する法律 (平成23年法律第95号) 施行
24. 4. 1 組織改正 (がん対策担当課を地域保健課に統合。健康推進課に感染症担当係長を設置し、栄養係を栄養担当係長に名称変更。)	
25. 4. 1 豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例施行	25. 4. 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成24年法律第51号) 施行 (障害者自立支援法名称変更)

豊島区の保健衛生	主な衛生関係法令
平成 25. 4. 13 豊島区新型インフルエンザ等対策本部条例施行 27. 5. 7 池袋保健所“鬼子母神plus”開設 27. 5. 7 本庁舎移転に伴い、池袋保健所出張窓口（本庁舎4階）開設 27. 11. 11 池袋保健所健康情報発信スペース“鬼子母神plus”リニューアルオープン 30. 5. 7 長崎健康相談所改築工事に伴う仮移転（長崎3丁目6番24号⇒長崎2丁目27番18号） 30. 6. 15 豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行 31. 4. 1 組織新設（地域保健課に移転計画担当係長設置）令和 元. 10. 15 池袋保健所仮移転（元. 9. 30竣工）（東池袋1丁目20番9号⇒東池袋4丁目42番16号） 2. 4. 7 豊島区新型コロナ対策室開設 3. 1. 15 組織新設（新型コロナウイルスワクチン接種担当課長） 3. 2. 22 組織新設（新型コロナウイルスワクチン接種担当部長） 5. 1. 30 新長崎健康相談所開設（令和4年11月8日竣工） 5. 4. 1 組織改正（保健予防課を設置。感染症担当係長、精神保健担当係長、医務担当係長を健康推進課より移行、予防対策担当係長を設置。健康推進課は小児慢性担当係長を廃止、医療費助成担当係長を設置。） 6. 4. 1 組織改正（保健福祉部が、健康部と福祉部に分割。保健所設置準備担当課を設置。保健所設置準備担当係長を設置。地域保健課は移転準備係長を廃止、災害時医療対策係長を設置。健康推進課と長崎健康相談所に母子継続支援担当係長設置。）	平成 25. 4. 13 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）施行 25. 12. 13 アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）制定 26. 6. 1施行 27. 1. 1 難病の患者に対する医療費等に関する法律（平成26年法律第50号）施行 27. 4. 1 食品表示法（平成25年法律第70号）施行 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律一部施行 27. 12. 25 アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）施行 28. 4. 1 健康増進法（平成14年法律第103号）第31条権限移譲 30. 6. 13 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）施行 30. 6. 15 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）施行 令和 2. 2. 1 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令施行（令和3年2月13日廃止） 2. 4. 1 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）全面施行 東京都受動喫煙防止条例（平成30年東京都条例第75号）全面施行 3. 2. 13 「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について（施行通知） 4. 6. 1 「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」の施行（犬猫マイクロチップ装着義務化） 5. 5. 8 新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」から「5 類感染症」に位置づける

【令和5年度の主な取り組み】

5. 6. 1 帯状疱疹ワクチン任意接種費用助成開始

2. 保健所・健康相談所の位置と管轄区域



池袋保健所	所在地・電話	〒170-0013 豊島区東池袋4丁目42番16号 地域保健課 (3987) 4203 保健所設置準備担当課 (4566) 4085 生活衛生課 (3987) 4175 保健予防課 (4566) 2231 健康推進課 (3987) 4173
	健康推進課 管轄区域 (9.268km ²)	駒込1～7丁目、巣鴨1～5丁目、西巣鴨1～4丁目、北大塚1～3丁目、 南大塚1～3丁目、上池袋1～4丁目、東池袋1～5丁目、 南池袋1～4丁目、西池袋1～3丁目、 西池袋4丁目 (1～4番、7～11番、13～18番) ・5丁目 (1～24番)、 池袋1・2丁目・3丁目 (1・2番、4～10番、13・14番、19～71番) ・4丁目、 池袋本町1～4丁目、雑司が谷1～3丁目、高田1～3丁目、 目白1～3丁目・4丁目 (1～4番、17～23番、35・36番)
長崎健康相談所	所在地・電話	〒171-0051 豊島区长崎3丁目6番24号 (3957) 1191
	管轄区域 (3.742km ²)	西池袋4丁目 (池袋管内除く) ・5丁目 (池袋管内除く)、 池袋3丁目 (池袋管内除く)、目白4丁目 (池袋管内除く) ・5丁目、 南長崎1～6丁目、長崎1～6丁目、千早1～4丁目、 要町1～3丁目、高松1～3丁目、千川1・2丁目

3. 保健所関係施設の概要

1. 池袋保健所仮庁舎（令和元年10月15日より）豊島区東池袋4-42-16

建物竣工年月日：令和元年9月30日

敷 地 面 積		3, 880. 39 m ²	重量鉄骨造、地上2階
建 物 面 積	1 階	1, 787. 66 m ²	鬼子母神plus、A I D S知ろう館、エントランス、池袋休日診療所、あぜりあ歯科診療所、池袋あうる薬局、子ども事故予防センター、診察室、歯科相談室、臨床検査室、受付、待合ホール、X線室、健康教育室、講堂
	2 階	1, 787. 66 m ²	所長室、事務室、会議室、衛生検査室、相談室、男女更衣室、倉庫
	計	3, 575. 32 m ²	

2. 長崎健康相談所

豊島区長崎3-6-24（豊島区児童相談所・長崎健康相談所複合施設地階・1階）

建物竣工年月日：令和4年11月8日

建物面積	地階	488.85 m ²	倉庫、事務室、更衣室
	1階	609.09 m ²	講堂、計測室、受付、予診室、診察室、栄養相談室、面談室、心理相談室
	計	1,097.94 m ²	

3. 休日診療所・休日調剤薬局

施設名	電話	所在地	施設床面積	
池袋休日診療所	(3982)0198	豊島区東池袋4-42-16 (令和元年10月15日より) (池袋保健所仮庁舎1階)	診療所 待合室	88.73 m ²
長崎休日診療所	(3959)3385	豊島区長崎2-27-18 (区民ひろば長崎複合施設3階※)	診療所 待合室	55.15 m ²
池袋歯科休日応急診療所	(5985)5577	豊島区東池袋4-42-16 (令和元年10月15日より) (池袋保健所仮庁舎1階 あぜりあ歯科診療所内)	診療所 待合室	275.59 m ²
池袋あうる薬局	(3984)7540	豊島区東池袋4-42-16 (令和元年10月15日より) (池袋保健所仮庁舎1階)	調剤室 待合室	85.01 m ²

※7月28日に1階へ移転予定

4. 組織と分掌事務

令和6年4月1日現在

健康部	地域保健課	管理グループ	予算・決算のまとめ、保健所の連絡調整、条例・規則の立案請求、池袋保健所の維持管理、休日診療所の管理運営、平日準夜間小児初期診療事業、衛生統計、三師会等との連絡調整、健康危機管理の総合調整
		保健事業グループ	成人保健、健康づくり施策・食育事業、障害者等歯科診療、豊島健康診査センターとの連絡、人口動態調査、地域保健の評価、口腔保健センター関係事務
		公害保健グループ	公害健康被害者の認定更新等事務、補償給付事務、公害保健福祉事業、予防事業、大気汚染による健康障害者医療費助成認定に関する事務、石綿健康被害救済申請事務
		がん対策・健康計画グループ	がん対策の推進、がん対策推進条例及びがん対策推進計画、がん対策基金、屋内の受動喫煙防止対策、健康プランの進捗管理、健康づくり施策の総合調整、地域医療体制の整備
		災害時医療対策グループ	災害時医療に関すること
	保健所設置準備担当課	保健所設置準備グループ	新保健所設置に関すること、議会・委員会用資料作成、保健所作業部会の運営、移転に伴う三師会との連絡調整、外部業者との連絡調整
	生活衛生課	生活衛生グループ	予算・決算、獣医師会等との連絡調整、狂犬病予防、動物愛護思想の普及・啓発、獣医衛生
		医務・薬事グループ	診療所・歯科診療所・助産所・施術所・歯科技工所・薬局・医療機器等の許可、届出受理、監視指導、毒劇物販売業者等の登録、立入検査、有害物質含有家庭用品の試買検査、診療所等医療施設及び薬局等の不利益処分、医師・看護師・准看護師等免許事務
		環境衛生グループ	旅館・興行場・公衆浴場・理容所・美容所・クリーニング所・墓地等の許可等及び監視指導、特定建築物・水道施設・住宅宿泊事業の届出受理及び監視指導、クリーニング師の免許事務、旅館等営業の停止命令、理容所・美容所等の閉鎖命令、特定建築物・水道施設の使用制限命令、住居衛生、水質及び環境等の検査、ねずみ・衛生害虫等の防除
		食品衛生グループ	飲食店・飲食物製造販売等の営業許可及び監視指導、食中毒の予防及び調査、営業停止命令等、食品等の検査
	保健予防課	管理・感染症事務グループ	予算・決算、結核・感染症・エイズ予防に関する事務、先天性風しん抗体検査、新型インフルエンザ等対策事務、AIDS知ろう館、光化学スモッグ
		予防接種グループ	予防接種
		感染症保健指導グループ	感染症予防、結核予防、性感染症及びエイズ予防、新型インフルエンザ等対策、放射線検査
		精神保健グループ	精神保健・自殺うつ予防、精神入院同意
		医務グループ	保健予防（他課の所管に属するものを除く）、健康危機管理、研修医指導等
池袋保健所	健康推進課	管理・事業グループ	予算・決算、成人保健、健康づくり、母子保健、歯科保健、養育医療費助成子ども事故予防センター
		保健指導グループ	乳幼児・妊産婦・精神・感染症・生活習慣病・その他の保健指導及び家庭訪問指導、健康相談、健康教育
		母子継続支援グループ	妊産婦の保健指導及び要支援妊婦の相談支援
		栄養グループ	栄養相談及び指導、健康教育、栄養指導講習会、給食施設指導、食育推進事業
		支援計画グループ	在宅人工呼吸器使用者の把握、災害時個別支援計画作成
		医療費助成グループ	育成・精神・難病・小児慢性特定疾病等の医療助成
		統括保健師グループ	保健師及び保健活動の部署横断的調整（災害時含む）
		健康管理システム標準化グループ	健康管理システム標準化に関すること
	長崎健康相談所	管理・事業グループ	予算・決算、施設管理、成人保健、健康づくり、母子保健、歯科保健、予防接種、光化学スモッグ・養育・育成・精神・難病小児慢性疾病等の医療助成
		保健指導グループ	乳幼児・妊産婦・精神・生活習慣病・その他の保健指導及び家庭訪問指導、健康相談、健康教育
		母子継続支援グループ	妊産婦の保健指導及び要支援妊婦の相談支援
		栄養グループ	栄養相談及び指導、健康教育、栄養指導講習会、給食施設指導、食育推進事業
		医務グループ	保健予防、健康増進

5. 職 員 配 置

令和6年4月1日現在 (単位：人)

課別 職種	総数		地域保健課 (保健所設置準備担当 含む)		生活衛生課		保健予防課		健康推進課		長 崎 健康相談所	
総 数	123	(15)	26	(7)	36	-	21	-	28	(8)	12	-
		5		-		2		-		2		1
		38		9		10		4		9		6
事 務	49	(10)	20	(7)	6	-	11	-	9	(3)	3	-
		3		-		-		-		2		1
		14		4		6		2		2		-
医 師	3	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-		-
		-		-		-		-		-		-
衛 生 監 視	28	-	-	-	28	-	-	-	-	-	-	-
		2		-		2		-		-		-
		5		-		5		-		-		-
検 査 技 術	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-		-
		-		-		-		-		-		-
診療放射線	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-		-
		1		-		-		1		-		-
保 健 師	33	(5)	2	-	-	-	7	-	16	(5)	8	-
		-		-		-		-		-		-
		4		2		-		-		-		2
栄 養 士	6	-	3	-	-	-	-	-	2	-	1	-
		-		-		-		-		-		-
		1		-		-		-		1		-
歯科衛生士	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
		-		-		-		-		-		-
		2		1		-		-		-		1
環 境 技 能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-		-
		-		-		-		-		-		-
心 理	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-		-
		-		-		-		-		-		-
福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-		-
		1		-		-		1(※)		-		-
業 務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-		-
		-		-		-		-		-		-

課別 職種	総数		地域保健課 (保健所設置準備担当 含む)		生活衛生課		保健予防課		健康推進課		長 崎 健康相談所	
助 産 師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-		-
		9		-		-		-		6		3
看 護 師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-		-
		2		2		-		-		-		-
建 築 技 術	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-		-
		-		-		-		-		-		-

(注1) 健康部長（事務）及び池袋保健所長（医師）は地域保健課に含む。

(注2) 各欄上段：（ ）内は兼務職員で外数。中段：再任用で外数。下段：会計年度任用職員で外数。

(注3) 長崎健康相談所長が医務係長事務取扱。

(※) 精神保健福祉士。

6. 人口のあらまし

[1] 人口の推移

各年10月1日現在 推計人口（単位：人）

年次	全 国	東 京 都	豊 島 区
30	124, 218, 285	13, 340, 000	300, 179
元	123, 731, 176	13, 405, 000	300, 756
2	123, 398, 962	13, 484, 028	274, 039
3	122, 780, 487	14, 011, 487	299, 108
4	122, 030, 523	14, 040, 732	302, 972

（注）出典：人口動態統計（確定数の概況）（厚生労働省）、人口動態統計年報（東京都福祉保健局）

[2] 町別世帯と人口

(1) 池袋保健所管内

令和6年1月1日現在 住民基本台帳人口

町 名	世 帯 数	人 口			面 積
		総 数	男	女	
総 数	(世帯) 132, 068	(人) 206, 672	(人) 104, 240	(人) 102, 432	(K m ²) 9. 268
駒 込	10, 352	17, 847	8, 539	9, 308	0. 752
巢 鴨	11, 952	19, 123	9, 360	9, 763	0. 799
西 巢 鴨	7, 951	12, 915	6, 348	6, 567	0. 547
北 大 塚	8, 953	13, 143	6, 550	6, 593	0. 409
南 大 塚	11, 583	17, 363	8, 501	8, 862	0. 607
上 池 袋	11, 030	17, 479	9, 042	8, 437	0. 681
東 池 袋	13, 322	19, 932	10, 398	9, 534	0. 935
南 池 袋	5, 581	8, 479	4, 429	4, 050	0. 748
西 池 袋	8, 451	12, 976	6, 650	6, 326	0. 803
池 袋	13, 548	18, 296	10, 029	8, 267	0. 736
池袋本町	10, 850	17, 752	9, 087	8, 665	0. 636
雑司が谷	5, 714	9, 334	4, 571	4, 763	0. 404
高 田	7, 851	13, 173	6, 601	6, 572	0. 494
目 白	4, 930	8, 860	4, 135	4, 725	0. 717

(2) 長崎健康相談所管内

令和6年1月1日現在 住民基本台帳人口

町 名	世 帯 数	人 口			面 積
		総 数	男	女	
総 数	(世帯) 52, 901	(人) 84, 978	(人) 42, 143	(人) 42, 835	(K m ²) 3. 742
西 池 袋	2, 903	4, 168	2, 114	2, 054	0. 137
池 袋	658	929	470	459	0. 019
目 白	3, 389	5, 656	2, 692	2, 964	0. 217
南 長 崎	12, 987	20, 640	10, 324	10, 316	0. 812
長 崎	11, 473	18, 231	9, 112	9, 119	0. 823
千 早	7, 693	12, 661	6, 304	6, 357	0. 64
要 町	6, 201	9, 605	4, 739	4, 866	0. 506
高 松	4, 932	8, 335	4, 129	4, 206	0. 354
千 川	2, 665	4, 753	2, 259	2, 494	0. 234

（注）平成24年7月9日、住民基本台帳法の一部改正、入管法の廃止があり、住民基本台帳人口には外国人の人口を含む。

[3] 外国人の住民数

各年1月1日現在（単位：人）

年 次	総 数	男	女
2	29,672	14,907	14,765
3	26,458	13,265	13,193
4	24,200	12,260	11,940
5	28,933	14,877	14,056
6	32,732	16,958	15,774

令和6年1月1日現在（単位：人）

国 別	登録者数
中国	15,296
ミャンマー	3,547
ネパール	2,754
ベトナム	2,691
韓国	2,371
台湾	1,186
米国	533
フィリピン	508
その他	3,846
合計	32,732

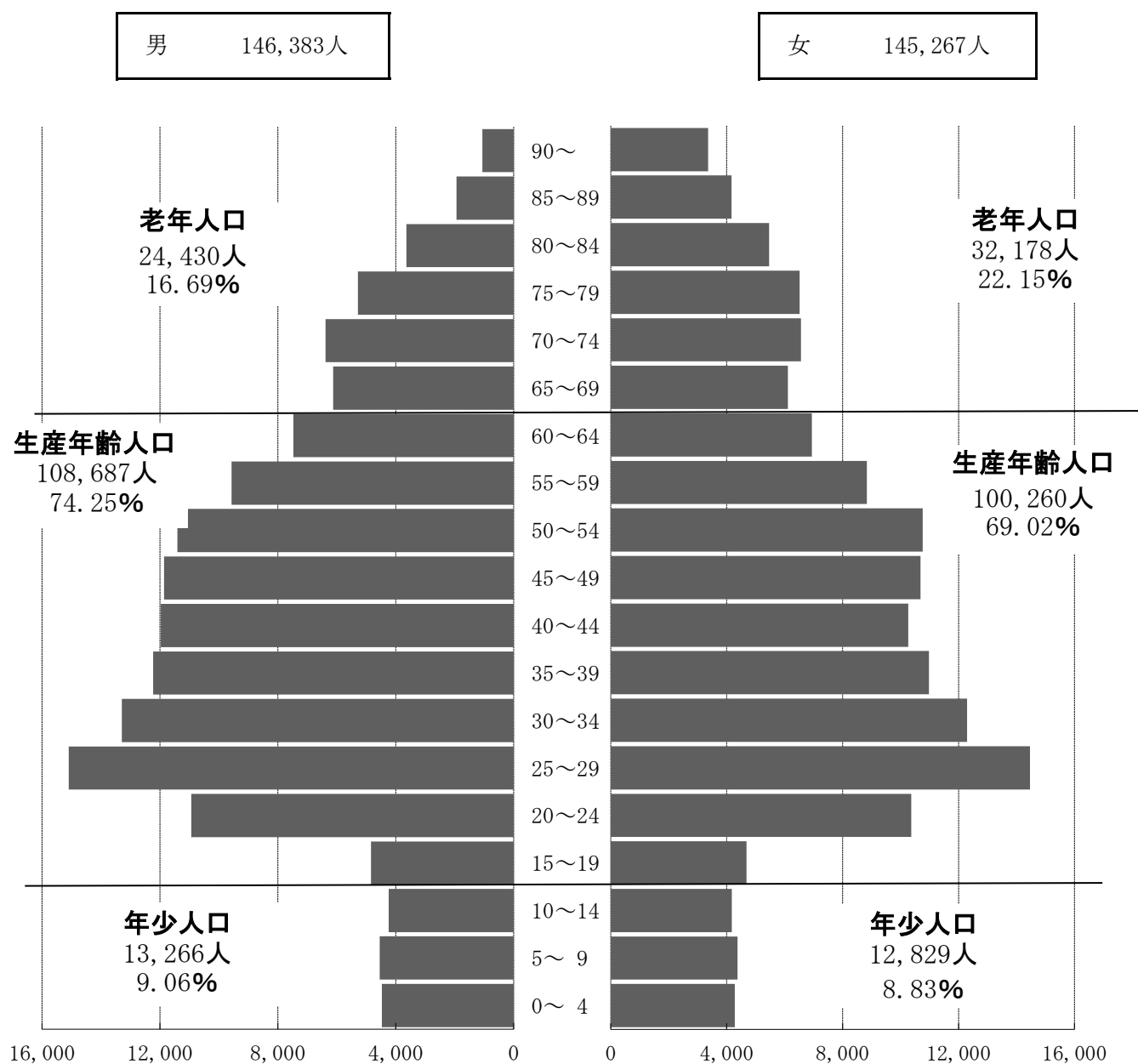
[4] 性・年齢階級別人口

令和6年1月1日現在 住民基本台帳人口（単位：人）

区分 年齢	総 数			池 袋 保 健 所			長崎健康相談所		
	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
総数	291,650	146,383	145,267	206,672	104,240	102,432	84,978	42,143	42,835
0～4	8,754	4,475	4,279	6,080	3,102	2,978	2,674	1,373	1,301
5～9	8,921	4,548	4,373	6,290	3,202	3,088	2,631	1,346	1,285
10～14	8,420	4,243	4,177	5,935	2,992	2,943	2,485	1,251	1,234
15～19	9,523	4,844	4,679	6,962	3,557	3,405	2,561	1,287	1,274
20～24	21,306	10,936	10,370	16,134	8,337	7,797	5,172	2,599	2,573
25～29	29,561	15,097	14,464	21,253	11,011	10,242	8,308	4,086	4,222
30～34	25,590	13,296	12,294	18,443	9,702	8,741	7,147	3,594	3,553
35～39	23,208	12,233	10,975	16,363	8,733	7,630	6,845	3,500	3,345
40～44	22,238	11,973	10,265	15,733	8,499	7,234	6,505	3,474	3,031
45～49	22,544	11,860	10,684	16,053	8,432	7,621	6,491	3,428	3,063
50～54	22,165	11,407	10,758	15,640	8,060	7,580	6,525	3,347	3,178
55～59	18,406	9,572	8,834	12,890	6,680	6,210	5,516	2,892	2,624
60～64	14,406	7,469	6,937	10,098	5,200	4,898	4,308	2,269	2,039
65～69	12,240	6,127	6,113	8,599	4,289	4,310	3,641	1,838	1,803
70～74	12,942	6,379	6,563	9,031	4,438	4,593	3,911	1,941	1,970
75～79	11,800	5,285	6,515	8,120	3,627	4,493	3,680	1,658	2,022
80～84	9,099	3,637	5,462	6,129	2,436	3,693	2,970	1,201	1,769
85～89	6,105	1,940	4,165	4,000	1,235	2,765	2,105	705	1,400
90～	4,422	1,062	3,360	2,919	708	2,211	1,503	354	1,149
100歳以上 （再掲）	170	24	146	104	12	92	66	12	54
年少人口 （0～14）	26,095 (8.95%)	13,266	12,829	18,305 (8.86%)	9,296	9,009	7,790 (9.17%)	3,970	3,820
生産年齢人口 （15～64）	208,947 (71.64%)	108,687	100,260	149,569 (72.37%)	78,211	71,358	59,378 (69.87%)	30,476	28,902
老年人口 （65～）	56,608 (19.41%)	24,430	32,178	38,798 (18.77%)	16,733	22,065	17,810 (20.96%)	7,697	10,113

（注）（ ）内は、構成比。

年齢別（5歳階級）男女別人口構成図（令和6年1月1日現在）



7. 歳入・歳出決算

[1] 歳 入

科 目		予算現額	決算額	予算現額に比し 増(△)減 (千円)	収入率
款	項	(千円)	(千円)		(%)
	元 年 度	849,432	813,334	△36,098	95.8
	2 年 度	1,557,283	1,329,176	△228,107	85.4
	3 年 度	7,031,763	9,460,694	2,428,931	134.5
	4 年 度	6,676,049	6,694,963	18,914	100.3
	5 年 度	3,983,305	2,756,053	△1,227,252	69.2
	分担金及び負担金	337,603	301,967	△35,636	89.4
	負 担 金	337,603	301,967	△35,636	89.4
	使用料及び手数料	34,334	35,694	1,360	104.0
	使 用 料	352	216	△136	61.4
	手 数 料	33,982	35,478	1,496	104.4
	国庫支出金	3,011,916	1,817,734	△1,194,182	60.4
	国庫負担金	532,520	483,634	△48,886	90.8
	国庫補助金	2,478,402	1,333,667	△1,144,735	53.8
	国庫委託金	994	433	△561	43.6
	都支出金	390,752	401,173	10,421	102.7
	都負担金	23,429	11,344	△12,085	48.4
	都補助金	366,115	389,039	22,924	106.3
	都委託金	1,208	790	△418	65.4
	財産収入	5,005	4,994	△11	99.8
	財産運用収入	5,005	4,994	△11	99.8
	寄附金	205	200	△5	97.6
	寄 附 金	205	200	△5	97.6
	繰入金	186	186	△0	100.0
	がん対策基金繰入金	186	186	△0	100.0
	諸収入	203,304	194,105	△9,199	95.5
	貸付金元利収入	20,000	20,000	△0	100.0
	受託事業収入	133,294	113,412	△19,882	85.1
	雑 入	50,010	60,693	10,683	121.4

[2] 歳 出

(1) 一般会計

科 目			予算現額 (千円)	決算額 (千円)	不用額 (千円)	執行率 (%)
款	項	目				
衛 生 費						
元 年 度			4, 170, 845	3, 228, 321	300, 571	91. 5
2 年 度			3, 528, 892	4, 018, 787	524, 261	83. 5
3 年 度			4, 812, 932	9, 224, 730	866, 767	89. 6
4 年 度			10, 291, 597	9, 505, 484	1, 558, 262	85. 9
5 年 度			10, 384, 687	8, 360, 774	2, 023, 913	80. 5
	衛生費		10, 384, 687	8, 360, 774	2, 023, 913	80. 5
	地 域 保 健 費		1, 763, 892	1, 603, 785	160, 107	90. 9
	生 活 衛 生 費		82, 867	58, 328	24, 539	70. 4
	健 康 推 進 費		8, 451, 707	6, 626, 511	1, 825, 196	78. 4
	長崎健康相談所費		86, 221	72, 150	14, 071	83. 7

(注) 千円未満を四捨五入しているため、総数と一致しない場合がある。

(2) 介護保険事業会計

科 目			予算現額 (千円)	決算額 (千円)	不用額 (千円)	執行率 (%)
款	項	目				
地域支援事業費						
元 年 度			27, 775	26, 273	1, 502	99. 5
2 年 度			28, 740	25, 716	3, 024	89. 5
3 年 度			28, 513	26, 128	2, 385	91. 6
4 年 度			28, 359	26, 733	1, 626	94. 3
5 年 度			28, 398	27, 705	693	97. 6
	包括の支援事業・任意事業費		28, 398	27, 705	693	97. 6
		在宅医療・介護連携推進事業費	28, 398	27, 705	693	97. 6

(注) 千円未満を四捨五入しているため、総数と一致しない場合がある。